

令和7年度 苫小牧市立拓進小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要である。

また、こうした取組を進めるに当たっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

(1) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

- (1) 児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- (2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見・早期対応を組織的に推進する。
- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握に努める。
- (4) 児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (5) 校区の中学校や近隣の小学校、保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。
- (6) 本方針及び具体的な対策等については、学校Webページや学校便り等で情報発信し、いじめの未然防止に向けた取組の周知に努める。

【いじめ防止対策推進法 第二条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導部長、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

② 活動

ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。

イ いじめの防止に関すること。

ウ 認知したいじめの事案の対応に関すること。

エ いじめの問題に係る児童理解に関すること。

③ 定例会、臨時会

ア 月1回定例会を実施し、いじめ問題に係る研修を行ったり、取組状況を確認したりする。

イ いじめ問題への対応に苦慮している場合などに、臨時会を実施する。

(2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施

(3) いじめの相談体制の整備

① 定期的な教育相談の設定

② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

③ 学校やいじめ相談電話等の相談窓口の周知

(4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

児童及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。

(6) いじめ問題への具体的な対応

① いじめに関する相談を受けた場合又はアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行い、いじめの定義を踏まえていじめとして認知する。

② いじめとして認知した場合は、加害児童にいじめの行為をやめさせ、その再発を防止するために、被害児童とその保護者に対する配慮・支援を行うとともに、加害児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ 被害児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、加害児童とその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④ いじめとして認知した場合、被害児童の保護者及び加害児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苫小牧警察署等と連携して対処する。

⑥ 被害児童やその保護者への面談を通じて、「①いじめに係る行為が止んでいること（3か月以上を目安）、②被害児童が苦痛に感じていないこと」を確認することができたらいじめの解消とする。ただし、その後、卒業するまで日常的に注意深く見守る。

(7) 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときや相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、苫小牧市教育委員会に速やかに報告する。

② 当該事態の調査を行うための組織の設置について苫小牧市教育委員会から指示を受ける。

③ 当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。

④ 調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、児童のプライバシー保護に配慮

するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

⑤ 調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

4 学校いじめ基本方針の評価等について

(1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。

① 校内研修の取組

② いじめ問題への対応に係る教職員の資質向上の取組

③ いじめの早期発見・早期対応に関する取組

(2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。

(3) PDCAサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。

苫小牧市立拓進小学校いじめ防止全体計画

学校目標

希望の道をたくましく進む子の育成



学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは絶対に許さない。
- ◎ いじめを絶対に見逃さない。
- ◎ 教職員、児童、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。

年間活動計画

4月：年間計画作成 1月：活動評価（学校評価内でも実施） 2月：次年度計画



いじめ防止対策委員会

定例会：月1回（年12回）
臨時会：重大事態等の発生時



学年部会（学年経営・学級経営）

発達支持的風土のある学年
複数の教員による生徒観察と情報の共有



発達支持的生徒指導		課題予防的生徒指導	
未然防止		早期発見	早期対応
- 児童会が主体となったいじめの未然防止に向けた取組 - 道徳科及び特別活動等での指導		- いじめの把握のためのアンケート調査（年2回） - 個人面談の実施 - いじめ相談窓口の設置及び周知	- いじめの事実確認及び加害児童への指導、被害児童への支援 - 被害児童及び加害児童への心のケア - 保護者等との連携



困難課題対応的生徒指導

重大事態発生

事実関係の把握・情報の収集及び記録

学校全体での事態の分析・判断

教育委員会への報告

調査委員会の設置／詳細調査の実施【児童の心情に留意】

犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携

継続的な支援・観察